

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪府北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

借り手企業に銀行のイジメはないか 公取委、優越的地位濫用をチェック

銀行による借り手企業に対する優越的地位の濫用については、公正取引委員会によって独占禁止法違反の排除勧告が行われ、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。しかし公取委は金融機関の取引先企業への行為に懸念を持ち、今年6月、5年ぶりに報告書をまとめた。この間、平成20年秋のリーマンショック、平成22年夏以降の急速な円高・株安の進行といった経済情勢が変化する中で、報告書は金融機関と借り手企業との取引慣行に変化が生じていないかどうか、定期的に実態を追跡検証したものである。

今回の調査結果は、①金融機関から「各種の要請」をされたことがあるという回答の割合が相当程度減少したこと、②要請で唯一増えたのは「預金を創設・増額することの要請」で1.7ポイント増(平成18年調査比)、③同比較で大幅減は「関連会社等の商品・サービスを購入することの要請」「借り手企業からの借入れの申出がないときの借入れの要請」など複数にわたる。

総じて借り手企業と銀行との取引の実態は好転しているようだ。これは金融機関自身の独禁法関係のコンプライアンスへの取り組みの成果による。平成22年1月施行の独禁法改正で優越的地位の濫用が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等が重石となっている。今も東日本大震災復興、超円高と苦しむ中、取引慣行の濫用は避けて欲しいものだ。

税務会計

関心集まる教育訓練費の税額控除 廃止のはずが一転実質2年延長へ

中小企業者等における教育訓練費に係る税額控除の復活に関心が集まっている。

教育訓練費に係る税額控除とは、中小企業が負担した教育訓練費の一定割合の税額控除を認める制度。負担した教育訓練費の額が人件費の0.15%以上かつ0.25%未満なら、その教育訓練費の額に「(教育訓練費割合-0.15%)×40+8%」で算出した割合を乗じた額を税額控除限度額とし、0.25%以上なら12%相当額までの税額控除が認められる。

もともと同制度は今年3月31日をもって廃止される予定だった。しかし、ねじれ国会や東日本大震災の影響で国会審議が滞り、他の措置法とともに「つなぎ法案」によって今年6月30日まで3ヵ月延長されていた。それが、国会で棚上げとなっていた2011年度税制改正法案から与野党合意がなされた部分だけを切り離した新法案の成立により、2012年3月31日まで延長されることとなったのだ。

教育訓練費にかかる税額控除の適用関係は、「〇年〇月〇日までに開始する事業年度について適用」という規定ぶりであるため、「6月末まで」とされたつなぎ法によって、つなぎ期間である3ヵ月以内に事業年度が開始する会社は、実質1年延長したのと同様の効果が得られていた。

ところが、今回の改正で同控除の適用が「2012年3月31日まで」に延長されたことから、実質2年延長したのと同じ効果が得られたことになる。

今週のキーワード

優越的地位の濫用

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為をいう。公取委は金融分野に注視し続け、融資を受けている事業者(借り手企業)を対象に不公正な取引の実態を調査し、平成13年7月「金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書」を公表、同18年に2回目、同23年6月にフォローアップ調査報告書を公表。同23年の要請を受けたとする借り手企業の単純平均値は18年比で半減した。